

選挙人名簿抄本の閲覧について

今年は統一地方選挙となり、選挙人名簿抄本の閲覧者が増えることが予想されます。
公職選挙法の規定により選挙人名簿抄本を閲覧することはできますが、閲覧できる時間・場所が決まっておりますのでご注意ください。

○閲覧できる時間・場所

時間：午前8時30分から正午まで、午後1時から午後5時15分まで

場所：赤井川村役場内

ただし、以下の場合は閲覧できません。

- ・閉庁日（土曜日・日曜日・祝日など）
- ・選挙期日の公(告)示日から選挙期日の翌日から5日後にあたる日までの間

【参考】

※「○」閲覧可能日

日	月	火	水	木	金	土
3/19 閉庁日 ×	3/20 ○	3/21 春分の日 閉庁日 ×	3/22 ○	3/23 知事 告示日 ×	3/24 ×	3/25 ×
3/26 ×	3/27 ×	3/28 ×	3/29 ×	3/30 ×	3/31 道議告示日 ×	4/1 ×
4/2 ×	4/3 ×	4/4 ×	4/5 ×	4/6 ×	4/7 ×	4/8 ×
4/9 知事道議 選挙期日 ×	4/10 ×	4/11 ×	4/12 ×	4/13 ×	4/14 5日後にあ たる日 ×	4/15 閉庁日 ×
4/16 閉庁日 ×	4/17 ○	4/18 村長村議 告示日 ×	4/19 ×	4/20 ×	4/21 ×	4/22 ×
4/23 村長村議 選挙期日 ×	4/24 ×	4/25 ×	4/26 ×	4/27 ×	4/28 5日後にあ たる日 ×	4/29 閉庁日 ×

※混雑が予想されますので、事前に選挙管理委員会(34-6211)までご連絡ください。